かつ市議会第260回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

令和6年6月19日(水曜日)午前10時開議

◎諸般の報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第44号 むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例
- 第2 議案第45号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第46号 むつ市下水道条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第47号 工事請負契約について

(第80回国民スポーツ大会セーリング競技艇置場整備工事に係る工事請負契約を締結するためのもの)

- 第5 議案第48号 工事請負契約について
 - (下北文化会館空気調和設備改修工事に係る工事請負契約を締結するためのもの)
- 第6 議案第49号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合規 約の変更について
- 第7 議案第50号 むつ市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第8 議案第51号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第9 議案第52号 令和6年度むつ市一般会計補正予算
- 第10 議案第53号 財産の取得について

(夏季における児童生徒の熱中症による健康被害の防止及び教育環境の向上を図るため、市内小中学校に冷房設備を配備するもの)

- 第11 議案第54号 令和6年度むつ市一般会計補正予算
- 第12 報告第4号 令和5年度むつ市一般会計継続費繰越計算書
- 第13 報告第5号 令和5年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 第14 報告第6号 令和5年度むつ市一般会計事故繰越し繰越計算書
- 第15 報告第7号 専決処分した事項の報告について

(工事請負契約の一部変更契約について)

- 第16 報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)
- 第17 報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(むつ市税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例)

第18 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(令和5年度むつ市一般会計補正予算)

第19 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(むつ市税条例の一部を改正する条例)

第20 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

第21 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(むつ市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正す

る条例)

第22 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する

条例)

第23 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(令和6年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(22人)

1番	高	橋	征	志	2番	杉	浦	弘	樹
3番	佐	藤		武	4番	エ	藤	祥	子
5番	濵	田	栄	子	6番	櫻	田	秀	夫
7番	住	吉	年	広	8番	白	井	\equiv	郎
9番	富	岡	直	哉	10番	村	中	浩	明
11番	野	中	貴	健	12番	佐	藤	広	政
13番	東		健	而	14番	中	村	正	志
15番	井	田	茂	樹	16番	浅	利	竹二	郎
17番	岡	崎	健	吾	18番	佐々	木	隆	徳
19番	佐	賀	英	生	20番	大	瀧	次	男
21番	佐く	木		肇	22番	富	岡	幸	夫

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

71.0	/С • Л	1/113 0 / C [•										
市		長	山	本	知	也	副市	Ħ	長	吉	田		真
副	市	長	齋	藤	友	彦	教育	育	長	阳	部	謙	_
公管	営 企 理	業者	吉	田	和	久	代 監 査	委	表員	齊	藤	秀	人
総	務部	長	吉	田	由佳	子	総デ行推進	务 夕 生	部ル政監	藤	島		純
総危管	務 理	部 機 監	畑	山	勝	利	政 第 部	推	進長	角	本		力
財	務部	長	松	谷		勇	市民部	生	活 長	石	橋	秀	治
			斉	藤	洋	_	健づ推進	纟	康 り 監	畑	中	美	雅
子み部Skoにり所	どら mil id ffic つっ	もい長eseここ長	菅	原	典	子	産業部	政	策長	伊	藤	大 治	郎
都部	市整	備長	木	下	尚 一	郎	建 設部	技	術長	小 笠	原	洋	_
川所	内庁	舎長	杉	山	郷	史	会管理	里	計 者	中	村	智	郎

選挙管理	野	坂	武	史	監事	査 委務 局	長	小	田	晃	廣
農委事産政理 農委事産政理	立	花	_	雄	教	育 部	長	福	山	洋	司
教委事施技 育会局備監	畑	中		渉	上局市生理	下 水 活	道長民部事	中	村		久
大畑庁舎所 長	松	本	邦	博	脇庁産政副	野 舎 策 理	沢長業部事	山	崎	拓	也
総 市 室 を 長	弘	花	幸	_	総総	務 務 課	部長	鈴	木	明	人
総 務 課 主 任 主 査	佐々	木		大	総総主	務 務 任 主	部課査	菊	池		豆
事務局職員出席者											
事務局長	佐	藤	孝	悦	次		長	石	田	隆	司
主幹	澁	JII	紋	子	主		幹	畑	中	佳	奈
主任主査	瀬	角	朋	也	主		任	浜	端		快

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長(冨岡幸夫) ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

- ○議長(冨岡幸夫) 本日諸般の報告については、 特に申し上げる事項はありません。
- ○議長(冨岡幸夫) 本日の会議は議事日程第5号 により議事を進めます。

◎日程第1~日程第23 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第44号

○議長(冨岡幸夫) 日程第1 議案第44号 むつ 市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。 以上で議案第44号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号は、 お手元に配信しております議案付託表のとおり、 民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第45号

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第2 議案第45号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例を議題 といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。9番富岡直哉議員。

○9番(富岡直哉) 議案第45号 むつ市都市公園 条例の一部を改正する条例について質疑いたしま す。

今回の改正では、指定管理者が行為の許可を行うこと等についての条文整備となっておりますが、まず今回の改正点についての詳細をお伺いいたします。

- ○議長(冨岡幸夫) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(石橋秀治) お答えいたします。 市内の都市公園のうち、指定管理されている公園はむつ運動公園、大畑中央公園、おおみなと臨海公園となります。今回の条例改正によって指定管理者が許可できる行為といたしましては、都市公園での行商や募金、物品の販売や写真の撮影、興行、競技会や展示会などの許可となります。

なお、許可を受けた方や団体が規定に違反して いる場合は、指定管理者が行為の中止や許可の取 消しなどの措置を命ずることができることとなり ます。

- ○議長(冨岡幸夫) 9番。
- ○9番(富岡直哉) 条例が適用される施設は、指定管理者に移行しまして、ある程度年数が経過しております。古いところでいくと、15年以上経過しておりますけれども、なぜこのタイミングでの当該部分の改正になったのか。本来であれば、指定管理に移行する時点での改正が必要であったのかなというふうに思いますが、なぜ今このタイミングで改正となったのかお伺いいたします。
- ○議長(冨岡幸夫) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(石橋秀治) お答えいたします。 国から指定管理者制度による都市公園管理につ

いての通知を受け、指定管理者に行為の許可を行 ただいま議題となっております議案第46号は、 わせる場合は、条例によって明確に定めることと されておりますことから、改正するものでありま す。

- ○議長(冨岡幸夫) 9番。
- ○9番(富岡直哉) 最後に、今回の条例改正によ りまして、施設を利用する市民、そして事業所等 への影響や利用方法等に変更は生じないのか、そ の点について、最後1点確認をお願いいたします。
- ○議長(冨岡幸夫) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(石橋秀治) お答えいたします。 条例を改正いたしましても、利用方法に変更は ございませんので、利用者の皆様には今までどお り変わらずご利用いただけますので、ご理解賜り たいと存じます。
- ○議長(冨岡幸夫) これで富岡直哉議員の質疑を 終わります。

以上で通告による質疑を終わります。 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。 以上で議案第45号の質疑を終わります。 ただいま議題となっております議案第45号は、 お手元に配信しております議案付託表のとおり、 民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第46号

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第3 議案第46号 むつ市下水道条例の一部を改正する条例を議題と いたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。 以上で議案第46号の質疑を終わります。

お手元に配信しております議案付託表のとおり、 産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第47号

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第4 議案第47号 工事請負契約についてを議題といたします。

本案は、第80回国民スポーツ大会セーリング競 技艇置場整備工事に係る工事請負契約を締結する ためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま せん。これで通告による質疑を終わります。 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。 以上で議案第47号の質疑を終わります。 ただいま議題となっております議案第47号は、 お手元に配信しております議案付託表のとおり、 民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第48号

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第5 議案第48号 工事請負契約についてを議題といたします。

本案は、下北文化会館空気調和設備改修工事に 係る工事請負契約を締結するためのものでありま

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま せん。これで通告による質疑を終わります。 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。 以上で議案第48号の質疑を終わります。 ただいま議題となっております議案第48号は、 お手元に配信しております議案付託表のとおり、 総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第49号

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第6 議案第49号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の 変更及び青森県市町村総合事務組合規約の変更に ついてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。 以上で議案第49号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、 お手元に配信しております議案付託表のとおり、 総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第50号

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第7 議案第50号 むつ市過疎地域持続的発展計画の変更についてを 議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。4番工藤祥子議員。

○4番(工藤祥子) 過疎地域持続的発展計画の変更ということですが、財政上の特別措置を活用するためにということで計上されています。今の計画は、令和3年度から令和7年度の5か年計画となっていますが、令和5年5月の一部改定、それをまたさらに改定するという受け止め方でいいのでしょうか。

そして、財政上の特別措置というのはどのよう なものでしょうか。

- ○議長(冨岡幸夫) 政策推進部長。
- ○政策推進部長(角本 力) お答えいたします。まず、むつ市過疎地域持続的発展計画は、川内、大畑、脇野沢地区の振興発展の指針となるものでございますけれども、この計画に位置づけられた事業につきましては、議員おっしゃるとおり、財

政的に有利な過疎対策事業債を活用することが可能となります。このため、3地区の基盤整備として必要な今回九艘泊漁港浚渫事業、川内54号線舗装事業、霞城橋長寿命化修繕事業、仮団地橋長寿命化修繕事業、川内・脇野沢消防分署庁舎建設事業の5事業に対しまして、過疎対策事業債を活用するために当該計画の変更をするものでございます。

また、過疎対策事業債のメリットといたしましては、事業費に100%充当可能でして、元利償還金の70%相当が普通交付税に算入されるため、非常に有利な起債となりますので、今回計画を変更して、この過疎対策事業債を充当しようというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長(冨岡幸夫) これで工藤祥子議員の質疑を 終わります。

以上で通告による質疑を終わります。 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。 以上で議案第50号の質疑を終わります。 ただいま議題となっております議案第50号は、 お手元に配信しております議案付託表のとおり、 総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第51号

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第8 議案第51号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を 求めることについてを議題といたします。

本案は、人権擁護委員法第9条ただし書の規定により、任期満了後もその職務を行っている人権 擁護委員の後任に峯里砂子氏を推薦することについて議会の意見を求めるためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第51号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◇議案第52号

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第9 議案第52号 令和6年度むつ市一般会計補正予算を議題といた します。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、15番井田 茂樹議員。

○15番(井田茂樹) 13ページの保健衛生費、墓地 公園管理費の墓地公園トイレの計画的な改修につ いてお伺いします。

墓地公園のトイレについては、過去にも先輩同僚議員が何度となく質問の項目に挙げ、市民の皆さんから非常に要望の多い事案でありましたので、ようやく改修されることになり、大変うれしく思います。そこで、墓地公園公衆トイレ改修工事の今後の具体的なスケジュールとトイレの仕様についてお伺いいたします。

次に、15ページの教育費、小学校費及び中学校 費の市内小・中学校トイレの計画的な洋式化についてお伺いいたします。現在洋式トイレが少ない 校舎では、授業の合間、休憩時間に洋式トイレに 並ぶ児童生徒が多く、混雑する状況を改善してほ しいとの意見を非常に多く聞き、要望の多い事案 でありました。

青森県の公立小・中学校施設のトイレの洋式化の状況は、令和5年9月1日現在、全体平均68.4%、その中でむつ市は39.7%と40市町村中39位、10市中では10位と非常に普及率が悪く、かなり厳しい状況となっております。

教育施設で生活環境を整えることは、学習意欲の向上、さらには学力向上へとつながる重要な問題でもあるため、緊急の課題として様々な意見を基に早急に対応すべきであると考え、ゴールデンウイーク前に教育委員会に相談に行ったところ、今年度は市内小・中学校クーラー設置のため予算が厳しく、次年度以降の対応になるとの返答がありました。

限りある財源の中での予算編成なので、致し方ないと感じておりましたところ、本定例会の補正予算に小学校環境整備事業費として、トイレ洋式化の中で改修費が計上されていました。普及率の低さを重く受け止めての対応と思いますが、厳しい予算の中で、どのような経緯で予算計上に至ったのかお伺いいたします。

- ○議長(冨岡幸夫) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(石橋秀治) 墓地公園管理費についてのお尋ねについてお答えいたします。

墓地公園公衆トイレ改修事業として、墓地公園 内の4か所に点在しております4棟を全て解体 し、新たに1棟を建設するものであります。具体 的なスケジュールにつきましては、本議案成立後、 契約手続に入り、契約締結後、設計、解体、施工 と今年度中に事業を完了する予定としておりま す。

なお、新たなトイレは、墓地公園に入り右側の 駐車場にあります既存トイレを解体した後、同所 に設置することとしておりまして、男性用トイレ は大が1基、小が2基、女性用トイレは2基、ユ ニバーサルトイレは1基、全て洋式トイレを計画 しております。

以上でございます。

- ○議長(冨岡幸夫) 財務部長。
- ○財務部長(松谷 勇) 続きまして、小・中学校 のトイレの計画的な洋式化についてお答えいたし ます。

小・中学校のトイレにつきましては、これまでも市民の皆様から洋式化の要望を多くいただいておりまして、最重点課題として捉えておりましたが、予算編成の過程におきまして、事業規模が大きいこと、また見合った財源の確保に苦慮していたことなどから、これまで先送りせざるを得ない状況が続いておりました。

このたび今年度末で発行期限を迎えます合併特例債につきまして、当市の発行限度額約245億6,000万円に対しまして、令和5年度末の発行見込みによりまして、約7億2,000万円の発行が可能となりましたことから、このたびの6月補正におきまして、合併特例債約6億7,000万円を活用いたしまして、これまで要望いただきながら予算計上に至らなかった小・中学校のトイレ洋式化をはじめ、墓地公園の公衆トイレ改修事業等を実施するものでございます。

以上でございます。

- ○議長(冨岡幸夫) 15番。
- ○15番(井田茂樹) 墓地公園のほうに関しては、 ユニバーサルトイレを設置とのことでしたが、多 様な人へ対応できるすばらしいことだと思いま す。

ユニバーサルトイレとは、全ての人々に利用し

やすくデザインされたトイレのことだと認識して おりますが、墓地公園のユニバーサルトイレは、 車椅子対応とか、おむつ替えシートとか、手すり 等、様々なタイプがあると思いますが、今回設置 されるユニバーサルトイレのタイプについてお伺 いいたします。

- ○議長(冨岡幸夫) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(石橋秀治) お答えいたします。 計画しておりますユニバーサルトイレは、車椅 子やベビーカーの出入りがしやすいように入り口 の幅を広く取りまして、手すりやおむつ替えシー トを設置いたします。また、オストメイト対応の 設備も計画しております。

以上でございます。

- ○議長(冨岡幸夫) 15番。
- ○15番(井田茂樹) ぜひとも障がい者の皆さんに 対しても優しいトイレを造っていただきたいと思 います。

墓地公園は、お彼岸やお盆など、年間を通じて 市民の皆さんが多数訪れる場所ですので、早期の 完成を目指し、安全面に考慮しながら工事を進め ていただくようお願いいたします。

次に、洋式トイレですが、今年度の洋式トイレ、 1台当たりの児童・生徒数が多い7校から着手すると市長からも発表がありましたが、今後どのような順番で市内小・中学校施設のトイレを計画的に洋式化していく予定なのか、またどのくらいの期間で市内小・中学校の洋式化を終わらせる予定なのかお伺いいたします。

- ○議長(冨岡幸夫) 教育部長。
- ○教育部長(福山洋司) お答えいたします。

今後の各学校のトイレ洋式化につきましては、 児童・生徒数と洋式トイレの個数の関係、学校ご とのトイレ洋式化率及び学校個別の事情等を総合 的に判断し、整備を進めてまいりたいと考えてお ります。 また、その整備時期につきましては、一日でも早くトイレ洋式化が完了できるよう、予算の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長(冨岡幸夫) 3回の質疑が過ぎております。 ご了承願います。

これで井田茂樹議員の質疑を終わります。 次に、14番中村正志議員。

○14番(中村正志) 私のほうからは、教育費、教育総務費、学務管理費の学校給食費無償化事業について質疑をさせていただきます。

待ちに待ったといいますか、市長もぜひやりたいと言っていた事業が今年度の後半から実現することで、大変うれしく思っています。そこで、今回のこの事業の、まず財源の内訳についてお聞きしたいと思います。

また、県からの補助金、支出金ということですけれども、県で想定する給食1食当たりの補助単価と、実際のむつ市の給食の単価についてお聞きしたいと思います。

また、これ来年度以降もずっと続けていく事業 だと思いますので、来年度以降のむつ市負担分の 財源の見通しについても併せてお伺いいたしま す。

- ○議長(冨岡幸夫) 教育部長。
- ○教育部長(福山洋司) お答えいたします。

まず、本事業の財源につきましては、県の学校 給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用す ることとしております。

また、1食当たりの単価でありますが、小学校では県の補助単価280円に対し、市の単価は330円となっております。次に、中学校では、県の補助単価310円に対し、市の単価は350円となっております。この県との差額分につきましては、今年度は財政調整基金を取り崩して一般財源で捻出することで、これまで同様の学校給食を提供してまい

りたいと考えております。

なお、来年度以降も県の交付金は継続されるものと思われますが、市の負担分につきましても、 事務事業の見直しや新たな財源確保に努め、学校 給食の完全無償化を継続してまいりたいと考えて おりますので、ご理解賜りたいと存じます。

- ○議長(冨岡幸夫) 14番。
- ○14番(中村正志) 1点目の確認なのですけれど も、県の補助金と、今年はむつ市の財調の取崩し ということで、ほかのものは入っていないという ことですね。

今お話を聞きますと、県の単価と市の単価、これ大分差がありまして、結構むつ市の持ち出し大変だなというふうに感じてはおります。来年度以降の財源につきましては、来年度の予算編成の中でということで、特にこれというのは決めてはいないということなので、ここでどれというのを聞いても、今は答えられないということで、あくまでも財政当局との相談というふうなことでよろしいのでしょうか。

- ○議長(冨岡幸夫) 財務部長。
- ○財務部長(松谷 勇) お答えいたします。

給食費の一般財源といたしましては、今年度約1,600万円を財政調整基金から取り崩して対応しておりまして、来年度は2倍の3,200万円程度一般財源が必要になると見込んでおります。

県の交付金は、来年度以降も継続されるものと 思いますし、市の負担分につきましては、今後増 額となります県の核燃料物質等取扱税交付金、ま たは新たに課税が始まる使用済燃料税、また来年 度の予算編成に向けまして、行財政検討部会を庁 内に立ち上げて、事務事業の見直し等に着手して おりますので、新たな財源を見いだして対応して まいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(冨岡幸夫) 14番。

- ○14番(中村正志) そのように財源を見つけてつくっていくのだと思うのですけれども、これどうなのでしょう、県のほうの単価が低い分、これもうちょっと上げてくれみたいな、そういうふうな要望をしていくというお考えはございますか。
- ○議長(冨岡幸夫) 教育部長。
- ○教育部長(福山洋司) お答えいたします。

県の単価につきましては、県内の給食費の平均ということで算出されたものと承知しております。また、近年の物価高騰等の状況もありますので、教育委員会といたしましては、そういった実情を県のほうに訴えてはまいりたいと考えておりますし、県のほうも当然そういった物価高騰の部分を来年度予算のときに勘案して検討されるものと考えております。

以上になります。

○議長(冨岡幸夫) これで中村正志議員の質疑を 終わります。

次に、4番工藤祥子議員。

○4番(工藤祥子) 中村正志議員とほぼ同じ通告ですので、そうですね、私としては県の学校給食費無償化事業ということで、県が交付金を創設するという形で全国で初めてスタートしたということでは、実施済みの自治体が県内でも17自治体あったということで、父母の願いが県に通じたということで、知事の英断、本当に評価したいと思います。

県の支出金、今聞きましたけれども、平均単価が本当に低くて、むつ市とのこの差額を一般財源で支援する、計上するという形で10月から実施されるということ、本当によかったなと思っています。そうすると、県の単価が低いということと、むつ市が高いということのこの違いというのはどういうところから来ているのでしょうか。

- ○議長(冨岡幸夫) 教育部長。
- ○教育部長(福山洋司) 県の単価につきましては、

県内平均ということで、それぞれの市町村の給食 費の単価をベースに計算されているものと思いま すが、その個々の市町村の給食費の実情について までは把握しておりませんので、ご了承いただき たいと存じます。

- ○議長(冨岡幸夫) 4番。
- ○4番(工藤祥子) そうすると、むつ市でも地産 地消の学校給食をという声が今広がりつつありま すので、一般財源からの支出ということになると 思いますけれども、むつ市の食材を使って、むつ 市の給食を充実させるということでは、これから ももっともっと頑張っていける前提ができてきた のではないかなと思っていますので、何とかそう いう意味で頑張っていただきたいということで、 中村議員と重複しましたので、この程度で終わり ます。
- ○議長(冨岡幸夫) これで工藤祥子議員の質疑を 終わります。

次に、1番高橋征志議員。

○1番(高橋征志) 4点お伺いいたします。

まず、全体を通してなのですけれども、今回の 補正予算、様々な市民のニーズがあった中で、今 回の事業を選定した理由ですとか、選定基準やコ ンセプトについてお尋ねいたします。

2点目は、歳入についてですけれども、デジタ ル田園都市国家構想交付金、県教育改革支援費補 助金、青森県核燃料物質等取扱税交付金がそれぞ れどの事業に充当されるのかお伺いいたします。

3点目は、第4款第1項第8目、墓地公園のトイレの改修ですけれども、同じく上がっている運動公園のトイレの改修が1,200万円の予算になっておりますが、一方で墓地公園は9,700万円の予算になっており、開きがあるように感じておりますが、その墓地公園のほう、工事の内容や積算根拠についてお尋ねいたします。

4点目は、第9款第1項第4目の「トイレカー」

整備事業費についてですけれども、毎年の維持管 理経費の見込みについてお尋ねいたします。

- ○議長(冨岡幸夫) 財務部長。
- ○財務部長(松谷 勇) お答えいたします。

お尋ねの1点目、様々な市民ニーズがある中で 今回の事業を選定した理由、選定基準やコンセプトについてお答えいたします。今回上程をさせていただきました補正予算につきましては、青森県から補助金が新たに交付見込みとなったことや、発行期限が今年度末となっております合併特例債が、令和5年度末の発行見込みにより約7億2,000万円の発行が可能となりましたことから、これまで市民の皆様から要望をいただきながら予算計上に至らなかった学校給食無償化事業のほか、小学校やむつ運動公園及び墓地公園のトイレ改修事業、下北駅前駐車場整備事業などの政策的な予算を新たに計上したところでございます。

次に、お尋ねの2点目、歳入について、デジタ ル田園都市国家構想交付金、県教育改革支援費補 助金、県核燃料物質等取扱税交付金は、どの事業 に充当されるのかについてお答えいたします。

まず、デジタル田園都市国家構想交付金につきましては、防災行政無線音声配信システム導入事業、ICT教育推進事業、「新しい学びの場」検証事業のほか、当初予算で計上しております学力向上推進事業にも充当しております。

次に、県教育改革支援費補助金につきましては、 ICT教育推進事業のほか、当初予算で計上して おります時間外電話切替機導入事業にも充当して おります。

次に、青森県核燃料物質等取扱税交付金につきましては、八戸学院大学「むつ下北キャンパス」 開校準備事業、高等教育支援事業、移動式トイレ 「トイレカー」整備事業のほか、当初予算で計上 しております下北地域広域行政事務組合負担金及 びむつ市防災食育センター建設事業にも充当して おります。

以上でございます。

- ○議長(冨岡幸夫) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(石橋秀治) お尋ねの3点目、墓 地公園公衆トイレ改修事業費についてご説明いた します。

この墓地公園公衆トイレ改修事業につきましては、墓地公園内の4か所に点在しております4棟全ての調査、設計、解体工事を行い、新たに1棟を調査、設計、新築工事をするものでありまして、運動公園の駐車場付近のトイレの改修につきましては、既存の和式便器を洋式化する工事内容となります。

積算根拠につきましては、他事業の実績、資機 材高騰、労務単価の上昇等も踏まえまして算出し ております。

以上でございます。

- ○議長(冨岡幸夫) 危機管理監。
- ○総務部危機管理監(畑山勝利) トイレカーの維持管理費についてお答えいたします。

まず、災害発生時の運用に関する経費が基本的に国からの財政援助の対象となっております。また、それ以外の一般的な利用に要する経費としまして、燃料費、車検登録の法定費用等が発生することとなりますが、今後災害発生時以外のイベントでの利用等、平常時の運用について検討していくこととしております。

平常時の利用に応じた社内清掃費及びし尿の処分費等も必要になるものと考えております。したがいまして、具体的な維持管理経費の見込みにつきましては、運用形態の決定後に明らかになるものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

- ○議長(冨岡幸夫) 1番。
- ○1番(高橋征志) 学校のトイレの洋式化ですけれども、今回予算に上がっていますが、保護者や

議会から要望があっても先送りになっている自治体も全国にはある中で、今回このような形で予算として上げていただいたことは、保護者としてもありがたく思いますので、感謝申し上げます。

今回、これまで市民の要望があって事業化できなかった事業をということでしたので、声を上げ続けること、市役所に声を伝えることが大切なのだなと改めて実感いたしましたので、これからもよろしくお願いいたします。

それで、再質疑ですけれども、トイレカーについて再度お尋ねさせていただきます。確認ですけれども、年間の維持管理経費は、今の時点では分からないけれども、一部に関しては国からの財政援助があるということでよろしいかという確認が1点です。

もう一点が、そういっても、ふだんなかなか使 わない車だと思います。災害が発生したときに車 に水が積んでいないだとか、消耗品がないだとか、 ガソリンが入っていないとかということで、災害 が起きて初動に遅れがないようにしないといけな いなと思うのですけれども、日頃のメンテナンス に関しては本庁舎で一括管理するのか、それとも 各分庁舎に任せるのかお伺いいたします。

- ○議長(冨岡幸夫) 危機管理監。
- ○総務部危機管理監(畑山勝利) お答えいたしま す。

災害出動費の経費については、災害救助法等に よって確実に捻出されるものと考えております。

維持管理につきましては、現在4台プラス、ユニバーサルの1台をつくる予定でおりますけれども、各庁舎に分散して配備できるように現在考えているところでございます。そちらで維持管理のほうをきちんとしていただいて、災害時には道路の寸断とかあった場合でも、近くからすぐ出動できるような体制を整えたいと考えております。

○議長(冨岡幸夫) 1番。

- ○1番(高橋征志) 県内他市の議会の動画で拝見したのですけれざも、トイレカーの質問が同じくありまして、そこでは購入予算が多額で維持費用もかかるので、費用対効果に課題があると。なので、備蓄の簡易トイレや災害時応援協定による仮設トイレのリースでの対応をという市側の意見があったのですけれざも、今回のトイレカーの購入に関しては、そういったリースとの比較検討した結果、購入の判断に至ったという理解でよろしいでしょうか。
- ○議長(冨岡幸夫) 市長。
- ○市長(山本知也) 今回のトイレカーの整備事業費につきましては、まずは県の核燃料税交付金の充当を検討しておりまして、これは100%充当でございますので、費用の負担は市の負担が1台分はありません。もう一つ、4台分につきましては、緊急防災・減災事業債を活用しておりますので、こちらにつきましても充当率100%、交付税措置率70%ということで、市の負担が3割で整備できるというようなことになりますので、リースの場合、基本的には財源がございませんので、市の負担10割ということになります。

そういった観点から、トイレカーの整備につきましては、今回購入という判断をさせていただいておりますし、年間の維持管理につきましても、先ほど危機管理監が答弁いたしましたとおり、いわゆる災害時以外の、それ以外の一般的な利用につきましても、様々なイベントでこのトイレカーを活用できるものと見込んでおります。そういった活用方法も、現在市のほうで検討させていただいておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(冨岡幸夫) これで高橋征志議員の質疑を 終わります。

次に、2番杉浦弘樹議員。

○2番(杉浦弘樹) 12ページ、第2款総務費、第 1項総務管理費の2目企画費、高等教育支援事業 費ですけれども、こちらの事業のまず内容のほう をお聞きします。

- ○議長(冨岡幸夫) 政策推進部長。
- ○政策推進部長(角本 力) お答えいたします。 高等教育支援事業費の概要ということでござい ますけれども、これは29人乗りのマイクロバス購 入に係る経費でございまして、購入したバスは、 市が連携する高等教育機関に通う学生の移動に関 する支援を行うものでございます。

具体的には、主に令和7年度に開校いたします 八戸学院大学「むつ下北キャンパス」の学生が週 2回八戸市の本学に通学するためのものでござい まして、それ以外につきましては、ほかの連携高 等教育機関に通う学生の皆さんにも移動支援とし て活用していただけるというようになってござい ます。

以上でございます。

- ○議長(冨岡幸夫) 2番。
- ○2番(杉浦弘樹) それでは、そのバスを運営する母体はどこになるのか、そちらのほうをお聞き します。
- ○議長(冨岡幸夫) 政策推進部長。
- ○政策推進部長(角本 力) お答えいたします。 具体的にまだ決定しているものではございませんけれども、青森明の星短期大学の例を挙げますと、こちらのバスにつきましては、むつ下北未来創造協議会へ貸与した上で、協議会のほうで運行していただいておりますので、想定といたしましては、同じようなスキームで考えてございます。
- ○議長(冨岡幸夫) 2番。
- ○2番(杉浦弘樹) では最後に、この事業費の財源、この内訳のほうをちょっと詳しくご説明願いたいと思います。
- ○議長(冨岡幸夫) 政策推進部長。
- ○政策推進部長(角本 力) お答えいたします。 こちらにつきましては、青森県核燃料物質等取

扱税交付金の活用を予定してございます。

○議長(冨岡幸夫) これで杉浦弘樹議員の質疑を 終わります。

以上で通告による質疑を終わります。 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。 以上で議案第52号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◇議案第53号

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第10 議案第53号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、夏季における児童生徒の熱中症による 健康被害の防止及び教育環境の向上を図るため、 市内小中学校に冷房設備を配備するものでありま す。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。 以上で議案第53号の質疑を終わります。 ただいま議題となっております議案第53号は、 お手元に配信しております議案付託表のとおり、 総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第54号

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第11 議案第54号 令和6年度むつ市一般会計補正予算を議題といた します。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。12番佐藤広政議員。

○12番(佐藤広政) 議案第54号について質疑させ ていただきます。

これは、水川目地区の酪農農家にということではございますが、その説明にも「令和5年度に予算計上しておりましたが、事業の進捗により、今般事務手続きが完了したことから、補正予算により対応するものであります」ということでございますが、なぜこのタイミングなのか、補正となったのかお伺いいたします。

- ○議長(冨岡幸夫) 産業政策部長。
- ○産業政策部長(伊藤大治郎) お答えいたします。 当該事業につきましては、水川目地区の酪農家 の方に対し、牛舎建設費を水川目酪農振興基金を 財源に貸し付ける事業であります。この牛舎につ きましては、令和5年11月に完成の連絡を受けま したが、貸付けに必要な書類が全て整ったのが本 年4月下旬であったことから、令和5年度中の貸 付けができなかったものでございます。

貸付けの対象者の方からは、なるべく早期の貸付けの希望があり、早急に予算措置の必要があることから、このタイミングでの補正予算の提案となったものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(冨岡幸夫) 12番。
- ○12番(佐藤広政) 4月にできたということでは ございますが、結局単純なことなのですが、それ

によって迷惑がかかったということなのでしょう か、お伺いいたします。

- ○議長(冨岡幸夫) 産業政策部長。
- ○産業政策部長(伊藤大治郎) 本来令和5年度中 に貸付けの手続が全て整って貸付けするべきとこ ろでございまして、酪農家の方には大変申し訳な く思っております。6月6日に酪農家の方を訪問 しまして、謝罪いたしまして、おわびしたところ でございます。その際には、ご理解をいただいた ものと認識しております。

以上でございます。

- ○議長(冨岡幸夫) 12番。
- ○12番(佐藤広政) ありがとうございます。それで、今回そのような形になってご理解いただいたというところなのではございますが、事務手続のどこかに何かの問題があったのかもしれませんし、また財政手続でも、これでいいのかと思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。
- ○議長(冨岡幸夫) 産業政策部長。
- ○産業政策部長(伊藤大治郎) 業務体制につきま しては、大変責任を感じております。

まず、遅れた原因につきましては、年度内に処理をしようということだったのですけれども、3月に業務が重なったことであるとか、担当のほうで不慣れであったことによりまして、年度を越してしまったということでございます。

以上です。

○議長(冨岡幸夫) これで佐藤広政議員の質疑を 終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。 以上で議案第54号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◇報告第4号

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第12 報告第4号 令和5年度むつ市一般会計継続費繰越計算書を議 題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号の質疑を終わります。

報告第4号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第5号

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第13 報告第5号 令和5年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書 を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で報告第5号の質疑を終わります。報告第5号については、文書のとおりでありま

すので、ご了承願います。

◇報告第6号

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第14 報告第6号 令和5年度むつ市一般会計事故繰越し繰越計算書 を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。 以上で報告第6号の質疑を終わります。 報告第6号については、文書のとおりでありま すので、ご了承願います。

◇報告第7号

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第15 報告第7号 専決処分した事項の報告についてを議題といたし ます。

本案は、工事請負契約の一部変更契約について 報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、1番高橋 征志議員。

- ○1番(高橋征志) 今回の契約変更ですけれども、 工期のほか、契約金額がおよそ5,000万円増額と なっています。工事の内容が変更になった理由に ついてお尋ねいたします。
- ○議長(冨岡幸夫) 危機管理監。
- ○総務部危機管理監(畑山勝利) お答えいたしま す。

工期延長の理由といたしましては、釜臥山展望台での中継局設置場所の変更及び調整に係る工事が積雪期以降である6月からの作業開始となること、また中継局設置後の子局等の調整や東北総合通信局への申請等により、工期延長を要するもの

となったものであります。

増額の変更契約となった理由といたしましては、遠隔制御装置の使用回線の変更に伴う材料費や、中継局設置場所等の変更及び調整等により増額となったほか、既存子機の撤去本数の減少に伴う減額がありましたものの、総額としては増となったことによるものであります。

- ○議長(冨岡幸夫) 1番。
- ○1番(高橋征志) 2点お尋ねいたします。まず 工期なのですけれども、釜臥山のあの辺りは、冬 場工事できないというのは、ある程度事前に分か ったことなのではないかなと思うのですけれど も、その点について、初め変更前は3月31日まで としてありますので、そうした理由についてお尋 ねいたします。

もう一点ですけれども、釜臥山の基地局、アン テナの位置の変更が必要になったということです けれども、そちらの理由についてお尋ねいたしま す。

- ○議長(冨岡幸夫) 危機管理監。
- ○総務部危機管理監(畑山勝利) お答えいたします。

まず、釜臥山の設置場所の変更により工期が延びたことによりますので、変更の理由についてお伝えいたしたいと思います。釜臥山展望台への設置工事を進めておりました無線中継局のアンテナについて、当初電波の関係上、最も適する位置に施工していたアンテナが夜景の眺望に影響を来すこととなったことから、当該アンテナの移設により、市民の皆様及び観光客の皆様に美しい景観を楽しんでいただくために設置位置の変更を要したものであります。

- ○議長(冨岡幸夫) 1番。
- ○1番(高橋征志) では、もともと予定していた 位置が、アンテナが夜景にかぶってしまうので、 変更になったということだと思います。ただ一方

で、市全体として今夜景遺産を進めている中で、 夜景が大事だというのは、多分全庁的な理解が進 んでいたかと思います。その中で進めていたら、 夜景にかぶったので、工事の内容が変更して、そ の結果工期も延びて5,000万円も契約金が増える というのは、ちょっとどうなのかなと。その 5,000万円が、いつも教育と子育てというお話を していますけれども、そちらに振り分けることも できたと思いますので、次回からそういったこと がないように、庁内の連携を密にしていただけれ ばと思います。

終わります。

○議長(冨岡幸夫) これで高橋征志議員の質疑を 終わります。

次に、11番野中貴健議員。

- ○11番(野中貴健) ただいま高橋議員からもあって、詳細は分かったのですけれども、その中継局の屋外の拡声子局の設置場所の変更の理由はお聞きいたしましたが、やはり景観は当然大事でしょうけれども、それというのは最初から分かっていたことではないでしょうか。つけてみて、立ててみて、あれっ、まずいなと。それというのは、例えば立てた業者さんが悪いのか、それとも行政が悪いのか、それとも昨年の3月定例会、むつ市議会第255回定例会で議決している我々議会がそこまで追求できなかったのが悪いのか、ちょっとそこをお伺いいたします。
- ○議長(冨岡幸夫) 市長。
- ○市長(山本知也) 令和6年2月の市長定例記者会見におきまして、世界夜景遺産の認定を目指すと発表しております。世界夜景遺産認定に当たりましては、今までむつ市の観光に対する夜景の意識は、夜のアゲハチョウの形が見えるというのを一番重視しておりましたけれども、世界夜景遺産認定に向けまして、世界夜景コンベンション協会の皆さんと協議した結果、どういったことが必要

かということで、昨年度1年かけて改修をさせていただいております。展望台の中の改修、これは色とか光の加減とかも含めて改修をしておりますし、その際にアンテナについても確認させていただきましたところ、このアンテナが景観に支障を来すという指摘を受けまして、変更が必要になったということでございます。

先ほど危機管理監から答弁をさせていただいたとおり、当初は電波の関係上、最も適する位置に施工していたアンテナということで、そういったことで整備しておりましたけれども、世界夜景遺産認定を目指すに当たりまして、このアンテナの位置の変更が必要になったということでございます。

また、デメリットだけあったということではございませんで、先ほど危機管理監から答弁がありましたけれども、遠隔制御装置を接続するNTT回線、専用回線が、通年で年額の試算額で約316万円のランニングコストがかかる予定であったものを、この変更の見直しによりまして、光回線を使用することに変更しております。これ通年で年額の試算が94万円ということで、年で221万円の減額が、この変更によってできますので、10年で積算しますと2,000万円の減額になると。20年であれば4,000万円の減額になると。そういったことも今回の変更によってありますので、そういった観点で捉えていただければと存じます。

- ○議長(冨岡幸夫) 11番。
- ○11番(野中貴健) 詳細お聞きいたしました。いろいろ当然理由はあるでしょうけれども、ちょっとやっぱり納得できないところがあるのかなと思っております。

さっき1点目で聞けばよかったのですけれど も、その既存の子局撤去本数も減っているという わけだったのですけれども、これというのは減っ た本数、むつ市内広いのですが、何本分減って、 どのぐらいの減額になったのか。あとは残った理由というのは、例えば町内会等から要望があって、残してくださいよとかあったと思うのですけれども、そういう理由だったのか。また、その残った防災無線が故障等で使えなくなりましたとき、これ行政として対応していただけるのか、ちょっとこれお聞きいたします。

- ○議長(冨岡幸夫) 危機管理監。
- ○総務部危機管理監(畑山勝利) お答えいたします。

まず、撤去本数が減となった理由でございますけれども、町内会等の要望により、有線での放送を使いたいという希望があったところについては撤去を見送っている状態となっております。

続きまして、撤去本数の減ですけれども、 1,090万円の減となっております。

既存の撤去本数が減となった理由は、先ほども申し上げましたとおり、立て替えにより75局を撤去する予定でありましたが、町内放送として使用希望がある町内会の要望を考慮して、20件を撤去しないこととしたものです。

さらに、故障した等の対応についてでございますけれども、現在業者のほうといろいろ協議はしておるのですが、いかんせん古い機械でありまして、現在使っている機器に関しまして、代替となる部品がほぼないような状況でありまして、現在使われているものに関しましても、故障が発生した場合は修理に関しては非常に厳しい状況となってございます。

以上です。

- ○議長(冨岡幸夫) 11番。
- ○11番(野中貴健) 対応が難しいと、それはそうでしょうけれども、最後1点。もう町内にある防災行政無線が使えなくなりました、そのときに、例えばむつ市さん、ごめんなさい、これ撤去してもらえますか、それが可能かどうか、最後1点お

伺いいたします。

- ○議長(冨岡幸夫) 危機管理監。
- ○総務部危機管理監(畑山勝利) 既存の防災無線 の撤去のお願いということでよろしいでしょう か。

一応そちらも併せて、今後の撤去する順序等も 含めて今後検討していきたいと考えております。

○議長(冨岡幸夫) これで野中貴健議員の質疑を 終わります。

以上で通告による質疑を終わります。 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で報告第7号の質疑を終わります。

報告第7号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第8号

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第16 報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることに ついてを議題といたします。

本案は、むつ市職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例について報告及び承認を求めるも のであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で報告第8号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第8号は、 お手元に配信しております議案付託表のとおり、 総務教育常任委員会に付託いたします。

◇報告第9号

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第17 報告第9号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることに ついてを議題といたします。

本案は、むつ市税の徴収等の特例に関する条例 の一部を改正する条例について報告及び承認を求 めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。4番工藤祥子議員。

- ○4番(工藤祥子) 森林環境税についてですけれ ども、賦課徴収の特例として市税にプラスして 2024年度から徴収するということになっています けれども、1つ目は特例の中身を教えてください。 それから、これは国税なのですけれども、非課 税の措置があるのでしょうか。
- ○議長(冨岡幸夫) 財務部長。
- ○財務部長(松谷 勇) お答えいたします。

本条例の特例の部分につきましては、本条例で むつ市は地方税法によると4期、おおむね4期と 決められている納期について、これを8期として おります。この特例によりまして、個人の市民税 及び県民税等を8期で徴収しておりますが、これ に森林環境税を加えることで、この環境税につい ても8期で徴収ができるということになります。

また、非課税等の取扱いということになります けれども、森林環境税につきましては、住民税の 均等割が課税されている方に森林環境税も課税さ れることになりますので、非課税の市民の方には 森林環境税も非課税ということの取扱いとなりま す。

以上でございます。

- ○議長(冨岡幸夫) 4番。
- ○4番(工藤祥子) これは、国税ですので、皆さんから徴収したこの税金を国のほうに上納するという形になるのでしょうか。一旦上納して、そしてそれが市町村のほうに返ってくるということなのでしょうか、森林環境譲与税として付与されるという文書を読みましたけれども、このことにつ

いて詳しくお知らせください。

- ○議長(冨岡幸夫) 財務部長。
- ○財務部長(松谷 勇) お答えいたします。 市のほうで国税として1,000円を徴収いたしま して、県を通じて国のほうにお返しするといいま すか、そのような措置になります。その後国から は、森林環境譲与税といたしまして、むつ市のほ うに譲与税として交付されるという仕組みになっ ております。
- ○議長(冨岡幸夫) 4番。
- ○4番(工藤祥子) この税金の使い道というのは、 制約とか条件があるのでしょうか。
- ○議長(冨岡幸夫) 財務部長。
- ○財務部長(松谷 勇) 森林環境税とは災害防止 を図るため、森林等の整備に必要な財政措置をす るという観点から、人口であったり、その配分に よって国のほうから環境譲与税として交付されま すので、その目的に沿った事業を市のほうでは展 開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(冨岡幸夫) これで工藤祥子議員の質疑を 終わります。

以上で通告による質疑を終わります。 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。 以上で報告第9号の質疑を終わります。 ただいま議題となっております報告第9号は、 お手元に配信しております議案付託表のとおり、 総務教育常任委員会に付託いたします。

◇報告第10号

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第18 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることに ついてを議題といたします。

本案は、令和5年度むつ市一般会計補正予算に

- ついて報告及び承認を求めるものであります。 これより質疑に入ります。質疑の通告がありま すので発言を許可します。1番高橋征志議員。
- ○1番(高橋征志) 歳入の第18款第1項第1目、 ふるさと納税寄附金についてお尋ねいたします。 歳入がおよそ5,600万円減額となっております けれざも、減額となった理由、見込みより少なく なったということだと思いますけれども、そちら の理由についてお尋ねいたします。
 - ○議長(冨岡幸夫) 産業政策部長。
 - ○産業政策部長(伊藤大治郎) お答えいたします。 本補正予算は、当初1億9,000万円の歳入を計 上しておりました。ふるさと納税寄附金につきま して、決算見込みにより5,653万円を減額補正し たものであります。

減額となりました主な理由といたしましては、 人気返礼品であるホタテ、マグロなど海産物系の 原料が不足したことや、令和5年10月からのふる さと納税の制度変更に伴い、地場産品基準が見直 された人気返礼品、これはお節なのですけれども、 の受付を中止せざるを得なかったこと、寄附を募 るための経費を寄附額の5割以下とするといった 基準が厳格化されたことにより、広告費を抑える 必要があったことなどが寄附額に影響があったも のと考えております。

- ○議長(冨岡幸夫) 1番。
- ○1番(高橋征志) そうしますと、今年度、令和 6年度に関しては、5,600万円減額ですので、1 億3,000万円、1億4,000万円程度になるかと思う のですけれども、そちらで妥当だと思うのか、そ れとももうちょっと上を目指していくのかという そのお考えと、あといろいろ今理由をお話しいた だきましたけれども、それらを踏まえて本年度ど のように取り組んでいくのか、展望をお尋ねいた します。
- ○議長(冨岡幸夫) 産業政策部長。

- ○産業政策部長(伊藤大治郎) お答えいたします。 本年度も昨年度と同様に1億9,000万円を目標 の寄附額としてございます。今後の対策といたし ましては、市内事業者と連携して、魅力ある返礼 品を開発することに加え、より効果的なプロモー ション活動を検討し、目標額の達成に向けて取り 組んでまいりますので、ご理解賜りたいと存じま す。
- ○議長(冨岡幸夫) これで高橋征志議員の質疑を 終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で報告第10号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第10号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、報告第10号は承認することに決定いたしました。

◇報告第11号

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第19 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることに ついてを議題といたします。

本案は、むつ市税条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。 以上で報告第11号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第11号は、 お手元に配信しております議案付託表のとおり、 総務教育常任委員会に付託いたします。

◇報告第12号

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第20 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることに ついてを議題といたします。

本案は、むつ市国民健康保険税条例の一部を改 正する条例について報告及び承認を求めるもので あります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。1番高橋征志議員。

○1番(高橋征志) 2点お伺いいたします。

まず、本改正による市民の納税額への影響についてです。まず、課税限度額が引き上げになっておりますけれども、これによる納税額が増額となる対象者の数、そして市全体でどれくらい増額になるかということについてお尋ねいたします。

また、軽減判定基準が見直しになっておりまして、こちらについて納税額が減額となる対象者の数、また市全体での減額となる総額をお尋ねいたします。

2点目ですけれども、今回の条例ですが、他の 自治体では専決処分ではなくて議案として6月議 会に上程している自治体が県内にもありますけれ ども、むつ市で専決処分とした理由についてお尋 ねいたします。

- ○議長(冨岡幸夫) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(石橋秀治) お尋ねの1点目、本

改正による市民の納税額への影響についてご説明 いたします。

まず、課税限度額の引上げについてでございますが、令和6年度当初賦課情報からの影響者数及び影響額になりますが、納税額が増額となる対象者数は109世帯で、市全体での増額総額につきましては193万7,900円となっております。

次に、軽減判定基準の見直しについてでございますが、納税額が減額となる対象者数は70世帯で、 市全体での減額総額につきましては158万7,400円 となっております。

次に、お尋ねの2点目、専決処分ではなく議案として6月議会に上程している自治体もあるが、専決処分した理由についてということでございますが、専決処分ではなく議案として6月議会に上程しております自治体もあることは承知しております。このような自治体は、第1期の納期限が7月31日となっておりまして、6月議会の議案に上程し、可決後の7月に納税通知書を発送しているようです。

当市におきましては、令和6年度の納税通知書は第1期の納期限を7月1日として、6月7日に発送しております。納税通知書は、納期限の10日前までに交付しなければなりませんことから、6月定例会での可決後では間に合わないため、専決処分をしているものでございます。

- ○議長(冨岡幸夫) 1番。
- ○1番(高橋征志) 少なからず市民の納税額に、 多くなる方、少なくなる方、影響がある条例なの だなということが分かりました。県内だけでなく 全国を見ると、4月1日の施行に合わせて、改正 案を3月議会に上程している自治体もあるようで す。繰り返しになりますけれども、市民への税額 に影響があることですので、そういったことも検 討できたのではないかなと思うのですけれども、 3月に間に合わなかった理由についてお尋ねいた

します。

- ○議長(冨岡幸夫) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(石橋秀治) お答えいたします。 3月議会に間に合わなかったのかということで ございますけれども、これ国のほうから省令が出 されたのが3月30日でございましたので、その関 係上、当市といたしましては、令和6年3月31日 付をもって専決処分としております。
- ○議長(冨岡幸夫) これで高橋征志議員の質疑を 終わります。

以上で通告による質疑を終わります。 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。 以上で報告第12号の質疑を終わります。 ただいま議題となっております報告第12号は、 お手元に配信しております議案付託表のとおり、 民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇報告第13号

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第21 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることに ついてを議題といたします。

本案は、むつ市産業振興促進区域における固定 資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する 条例について報告及び承認を求めるものでありま す。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。 以上で報告第13号の質疑を終わります。 ただいま議題となっております報告第13号は、 お手元に配信しております議案付託表のとおり、

総務教育常任委員会に付託いたします。

◇報告第14号

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第22 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることに せんので、直ちに採決いたします。 ついてを議題といたします。

本案は、むつ市地方活力向上地域に係る固定資 産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条 例について報告及び承認を求めるものでありま す。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で報告第14号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第14号は、 お手元に配信しております議案付託表のとおり、 総務教育常任委員会に付託いたします。

◇報告第15号

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第23 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることに ついてを議題といたします。

本案は、令和6年度むつ市一般会計補正予算に ついて報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で報告第15号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっており ます報告第15号は、会議規則第38条第2項の規定 により、委員会への付託を省略したいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よっ て、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よっ て、報告第15号は承認することに決定いたしまし

◎散会の宣告

○議長(冨岡幸夫) 以上で、本日の日程は全部終 わりました。

お諮りいたします。明6月20日は常任委員会の ため、6月21日及び24日から26日までは議事整理 のため休会したいと思います。これにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よっ て、そのように決定いたしました。

なお、6月22日及び23日は休日のため休会とし、 6月27日は付託議案審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前11時17分 散会